

北海道警察本部公正入札調査委員会規程を次のように定める。

北海道警察本部公正入札調査委員会規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道警察本部、警察学校及び札幌方面の警察署（以下「警察本部等」という。）が発注する契約に係る競争入札及び見積合わせにより行う随意契約（以下「競争入札等」という。）の適正を期すとともに、公正取引委員会との連携を図り、談合に関する情報に対して的確な対応を行うこととするため、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 北海道警察本部に、委員会を置くものとする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、警察本部等が発注する契約に係る競争入札等について、談合に関する情報があった場合には、談合事実の認否についての審議を所掌するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次の職にある者を委員として組織するものとする。

(1) 総務部長

(2) 総務部首席参事官

(3) 総務部参事官兼総務課長

(4) 総務部参事官兼会計課長

(5) 総務部参事官

(6) 施設課長

(7) 装備課長

(8) 情報管理課長

(9) 総務部参事

2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長には総務部長を、副委員長には総務部首席参事官をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理するものとする。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、必要の都度、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数によって決するものとする。この場合において、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長は、委員会の議事に必要な説明を行わせるため、必要と認める者を説明員として委員会に出席させることができるものとする。

(書記)

第7条 委員会に書記を置くものとする。

2 書記は、会計課、施設課又は装備課の職員のうちから委員長が指名する者を充てるものとする。

(審議内容の記録等)

第8条 書記は、審議を行った日時、出席委員、議事及び委員会において審議された内容について記録し、記名するものとする。

2 前項の記録は、委員長が指名した出席委員がその内容を確認し、記名するものとする。

3 審議に用いた資料及び第1項の記録は、審議事項に応じ会計課、施設課又は装備課が保管するものとする。

(秘密を守る義務)

第9条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成12年7月18日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。